

## 神奈川県フライングディスク協会会則

### 第1章 総則

第1条 本会は、「神奈川県フライングディスク協会」と称し、事務局を神奈川県内に置く。

### 第2章 目的及び事業

第2条 本会は神奈川県に存在するフライングディスク競技の統一組織であり、一般社団法人日本フライングディスク協会（以下JFDAとする）加盟組織としてフライングディスク競技の普及及び振興を図り、もって県民の心身の健全な発育と豊かなスポーツ社会の発展に寄与することを目的とする。

第3条 本会は、前条の目的を達成するために、次の事業を行う。

- (1) フライングディスクの総合的な普及振興を図ること
- (2) フライングディスクに関する組織の育成強化及び発展のために支援と相互の連絡調整を図ること
- (3) フライングディスクの講習会を開催及び指導者を育成すること
- (4) フライングディスク大会及び関連事業の開催及び後援をすること
- (5) JFDA 事業の援助活動に関すること
- (6) その他、本会の目的を達成するために必要な事業

### 第3章 協会会員

第4条 会員は、第2条の目的に賛同し、会費を納入する次の者をもって本会員とする。

- (1) 県協会会員（当協会に入会した個人）
- (2) 登録会員（JFDA）に入会し、当県に在住する個人
- (3) 賛助会員（当協会の事業に賛同する個人又は団体）

第5条 会員にして、会費の納入を怠ったもの、本会の名誉を毀損したものは、会員としての資格を停止されることがある。

第6条 県協会会員、登録会員は総会に出席する義務がある。

### 第4章 役員

第7条 本会に次の役員を置く。

- |          |      |
|----------|------|
| (1) 会長   | 1名   |
| (2) 理事長  | 1名   |
| (3) 副理事長 | 2名以内 |
| (4) 理事   | 若干名  |
| (5) 事務局長 | 1名   |
| (6) 監事   | 2名以内 |

2. 事務局長と理事（理事長、副理事長含む）は兼ねることができる。

第8条 役員の任期は2カ年とする。但し再任を防げない。補欠により選任された場合の任期は、前任者又は現任者の在籍期間とする。役員は、任期終了後にあっても、新役員決定まではその職務にあたるものとする。

第9条 役員の選出は次のとおりとする。

- (1) 会長は理事会において推挙する。
- (2) 理事、監事、事務局長は、会長が選任する。
- (3) 理事長、副理事長は理事の互選とする。

第10条 役員の任務は次のとおりとする。

- (1) 会長は、本会を代表し会務を統括する。
- (2) 理事長は、理事会を代表し会務を執行する。また会長事故あるときはその職務を代行する。
- (3) 副理事長は、理事長を補佐し理事長事故あるときはその職務を代行する。
- (4) 理事は、理事会を構成し会務重要事項を審議決議する。
- (5) 監事は、本会の会務及び会計を監査する。
- (6) 事務局長は、本会の会務を処理する。

第11条 本会に顧問を置くことができる。顧問は理事会の議決を経て、会長がこれを委嘱する。顧問は会長の諸問に応ずる。

## 第5章 会議

第12条 本会の会議は、総会及び理事会並びに専門委員会とする。

第13条 総会は、理事会において開催が必要と認められた場合、県協会会員、登録会員を会長が招集し開催する。

2. 県協会会員、登録会員の現在数の3分の1以上から会議の目的事項を示して請求があった場合は、総会を招集しなければならない。
3. 総会の議事は、県協会会員、登録会員の出席者の過半数によって決する。可否同数の時は会長がこれを決する。委任状出席者を含む。
4. 総会の決議は、他を優先する。

第14条 理事会は、年1回以上理事長が招集し議長となり、事業の計画執行並びに予算決算、その他本会の重要事項を審議する。

2. 理事会の議決は出席者の過半数によって決し、可否同数のときは理事長がこれを決する。なお、委任状出席者を含む。
3. 会長も、理事会の一票の議決権を持つ。

第15条 専門委員会は必要に応じ組織し、開催する。

## 第6章 会計

第16条 本会の経費は、会費、JFDA還元費、認定料、事業収入、寄付金、補助金などをもってこれに充てる。

第17条 本会の会費はJFDAの規定に準じ、いかなる理由があっても返還はしない。

第18条 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

第19条 登録会員の登録料及び入会金は、JFDAの規約に準ずるものとする。

## 付則

1. 本会則の改正は、理事会において出席者の3分の2以上の同意を得なければ、変更することができない。但し、総会において会則改定が議決された場合はそれを優先する。
2. この会則に定めのないことについては、理事会の承認を経て会長が別にこれを定める。

制定日 1986年4月1日  
最終改定日 2017年10月1日